平成２３年（フ）第２３号
千葉県旭市清滝76番地５
破産者　木内建設こと　木内　文雄
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第９０４号
東京都墨田区緑４丁目36番６―904号、開始決定時の住所横浜市港南区大久保３丁目４番１―518号
破産者　白壁　静香
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０２号
横浜市都筑区仲町台１丁目８番９―501号
破産者　篠崎　勝宏
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８６号
横浜市泉区和泉町3784番地　薫ガーデンハイム105
破産者　柴田　麻季（旧姓三嶽）
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６７号
横浜市青葉区たちばな台２丁目２番地27
破産者　岡田　　節
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７３号
横浜市神奈川区沢渡53番地25　サンハイム沢渡201号
破産者　熊谷　直樹
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７号
富山市久方町５番24号
破産者　藤井　千廣
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
富山県滑川市中川原329番地、前住所富山県富山市金代37番地　カーサ金代203号
破産者　石郷岡雅良
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２１５号
京都市伏見区向島鷹場町104番地８　10―１棟807号、前住所京都市山科区東野南井ノ上町１番地61
破産者　めしや錦こと　櫛田　祐司
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
神戸市灘区新在家南町１丁目１―４―812、住民票上の住所神戸市灘区大内通２丁目７番14―102号
破産者　松田　美春（旧姓佐野）
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４号
山口県宇部市大字中野開作190番地１、旧住所山口県宇部市大字東須恵1282番地９
破産者　大和　孝博
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１３号
愛媛県西予市明浜町高山甲3510番地
破産者　渡邊　平吾
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１０号
熊本県阿蘇市永草2712番地
破産者　髙藤トシ子
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第２５６号
宮崎市清武町加納乙137番地２　ゆとり94―203号、住民票上の住所宮崎市大塚町馬場崎3594番地１　児玉コーポ203号
破産者　落合　真弓（旧姓江藤）
１　決定年月日　平成23年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３７号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字北寄井前17番地
破産者　鈴木　兵三
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２６号
宮城県伊具郡丸森町字武士沢22番地
破産者　八巻　美和
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１２号
奈良県桜井市大字外山303番地の２　101号、開始決定時の住所奈良県桜井市大字川合198番地の16
破産者　植田　　弘
１　決定年月日　平成23年10月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９９７号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目１番18号
破産者　西村　秀行
１　決定年月日　平成23年10月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部